

令和元年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

<本年の給与報告・勧告のポイント>

月例給、ボーナスともに引上げ <本年度実施>

- ① 民間給与との較差 557 円 (0.14%) を解消するため、給料月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ (0.05 月分)、引上げ分は勤勉手当に配分

住居手当の見直し <来年度から段階実施>

支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

1 民間給与との較差

民間事業所の従業員の給与	本市職員の給与	較 差
400,371 円	399,814 円	557 円 (0.14%)

- (注) 1 公務は行政職、民間は行政職に相当する事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を比較し、その較差を総合して算出(新規採用者を含まない。)
- 2 調査対象事業所は、企業規模、事業所規模ともに50人以上の市内民間事業所430事業所から、無作為抽出された159事業所

2 勧告の内容

(1) 民間給与との較差に基づく給与改定

ア 行政職給料表

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向及び本市職員の初任給が市内民間の初任給を下回っていることや人員構成等を考慮の上、若年層に重点を置いた改定

イ その他の給料表

行政職給料表及び国家公務員の俸給表との均衡を考慮した改定

ウ 実施時期 平成31年4月1日

(2) 住居手当の見直し

人事院勧告に準じた改定

国の勧告内容

来年4月から手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)。手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間の経過措置

3 報告の内容

(1) 期末・勤勉手当(ボーナス)

民間の支給月数(昨年8月～本年7月)は4.50月であるため、国に準じて期末・勤勉手当の支給月数を年間4.50月とし、引上げ分は勤勉手当への配分が適当(職員の昨年実績4.45月)

(2) これからの人事・給与制度について

- ・ 人事評価結果の更なる活用の観点から、国や他都市の取組を参考に、本市の実情に沿った、今後の昇給制度を含めた給与制度のあり方について、検討していく必要
- ・ 国や他都市の取組も参考に、引き続き、障害者雇用の促進について調査・研究を進める必要

(3) 定年の引上げについて

引き続き、国の動向や他都市の検討状況等を注視しつつ、本市の実情も踏まえ、検討を進めていく必要

(4) 本市職員の働き方について

<ワーク・ライフ・バランスの推進について>

職員がライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方ができるよう更なる推進に取り組まれない

<時間外勤務の削減について>

- ・ RPAやAIを活用した業務の効率化等も積極的に進め、更なる改善に努められたい
- ・ 組織のマネジメント力向上を図りながら、職員の業務の把握や削減等にも努め、職員に命令しないまま職場内外において業務を行わせることがないよう、時間外勤務の適正管理及び削減に努めていく必要

<教職員の長時間労働の改善について>

- ・ 「学校における業務改善プログラム（第2版）」の実施成果を次の取組に生かすとともに、学校現場の特殊性も踏まえ、長時間労働の改善等が具体性を持って行き渡るよう努める必要
- ・ 時間外勤務手当等が支給されない教職員については、長時間労働の改善に向けた意識の醸成・改革に取り組む必要

<女性職員の活躍推進について>

性別にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本としつつ、長期的な視野に立ち、女性職員の育成・登用を推進されたい

(5) 心の健康づくりについて

メンタルヘルス不調に至った原因の把握に努め、心の健康づくりに対する理解が職場全体に深まるよう取組を推進されたい

(6) ハラスメントの防止について

今後とも、各種取組の推進や行為をした職員に対する指導等を通じてハラスメントのない職場環境の整備に努めるとともに、相談窓口等の一層の周知を図っていただきたい

(7) 会計年度任用職員について

来年4月の制度導入に向け、規則・要綱等の整備や各所属等への制度の周知を遺漏なく進め、円滑な移行に努められたい

(8) 公務員としての自覚をもって

職員においては、高い倫理観と自覚を持ち、全体の奉仕者として市民の信頼に応え、任命権者においても、不祥事の根絶に向けて、あらゆる機会を通じ、公務員倫理の意識高揚に努める必要

【参 考】

<報告・勧告どおり給与改定が実施された場合の本年度の平均年間給与（行政職給料表適用職員）>

改定前	改定後	増減額（率）
652.0万円	654.9万円	2.9万円（0.45%）

（注）新規採用者を含む

<人事院給与勧告の概要>

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(387円・0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、引上げ分は勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ